

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

1 日時

平成28年10月24日（月） 午後2時から午後5時まで

2 場所

千葉県本庁舎5階大会議室

3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、古川更生園施設長、渡辺養育園施設長、朝倉事務局長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

① 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② その他

(3) 閉会

5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 金子委員、三島委員

(1) 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

(2) その他

○参考資料1から参考資料2について説明

〈委員討議なし〉

○資料1について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ないようですので1点だけ。この1社の法人名を明かすことは可能ですか？

(事務局)

まだ応募があっただけで施設開所は確定事項ではありませんし、この法人と委員の方々が接触できてしまう可能性も生じることになるので、申し訳ありませんがまだ明かすことはできません。

(佐藤座長)

わかりました。

○資料3について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

指定管理者モニタリングについては、金子委員がご欠席ということと、私は出られたとしても午前中ですし、それも前後の予定を考えると参加するのは難しそうなので、平成28年度上半期は参加される委員は4名、更生園と養育園をお二人ずつということになりますね。

(三島委員)

支援員の方へのヒアリングとありますが、どの支援員の方にお聞きするか、支援員の方の選び方についてはどのようになっているのですか？

(事務局)

ヒアリング対象となる支援員については、シフトの関係もありますし、当日決定しようと思います。

(三島委員)

当日、ランダムに選ぶのでしょうか？

(事務局)

まずは当日勤務している職員さんの中から選びますが、役職や年齢、性別など様々な支援員さんがいますので、そのあたりで偏りが出ないように、バランス良く選ぶつもりです。

(三島委員)

わかりました。

○資料2、別冊資料1～4について説明

[非公開]

○三島委員提供資料について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

今、日付のところは本日になっておりますけれども、今日の議事録というか、公開部分の資料に綴じらるかどうか、綴じるとしたらどこに綴じらるかということを含めて、後で三島委員と協議しなければいけないかと思いますが、基本的には次回の会議のときにまた検討したいと思いますけれども、こういう意見が三島委員の方から出ましたということを受けてですね、次回までというのでは間に合わないということで今日ちょっと意見を言っておきたいということがあれば、他の委員の皆さんのご意見を頂戴したいなと思って、今日この場で配布してご説明いただいた訳です。何かございますか？じっくり次回やるということでもよろしいですか？

(大屋委員)

一点だけ。前の検証委員会ときは報告書を出すのが仕事ですのでそんなことばかりを延々とやっていた、みたいな感じだったんですけども、今回の進捗管理委員会はもう、最終的に何らかのレポートを出す、もしくは佐藤座長の方に何か渡すという形になるのでしょうか？

(佐藤座長)

特に考えていなかった訳ですけども、どこかで何か、委員会としての見解は出さないといけないかなというように思っておりました。検証委員会の報告書が実現できたのかできなかったのか、できない部分についてはそれはやむを得ないという評価になるのか、それとも県がけしからんということを使うのか、原因がいくつかあるのかみたいなことをどこかで言って、それで我々の責任が終わるといって、そういう予定を一応考えておりました。来年29年度末にいきなりというのではちょっと時間的にあまりにもタイトなので、そろそろ評価についてですね、いろいろ検討しないといけないと考えておりました。そのため話し合いの場が進捗管理委員会だけでは足りないのだから、委員だけで集まることも、検討しても良いと考えております。場合によっては、集まる方法や場所を、後日検討させていただきます。

○資料4、5について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

時間的なことと言いますと、今日の時間ではなく全体のスケジュールですが、この公募は来年度当初からやりますということになると、今回と次回の進捗管理委員会で議論するのがタイムリミットということで理解してよろしいですね？今事務局から案をご提示いただいた訳ですが、この案を下地としてもう一回くらい議論するチャンスがありますけれども、これでどうでしょうということで、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

(大屋委員)

十分ご検討いただいた末の案かと思うんですけども、私が今から申し上げることでか

なり書き替えなきやいけなくなってしまうので、参考ということで理解していただきたいのですが、自閉症協会の会長という私の立場で考えるとですね、これが県立施設ですよ、県の税金をだいぶ使って、他のサービスにしわ寄せがくるようになっている訳ですよ？ そうしますとですね、強度行動障害支援等拠点ということであればですね、本来なら現時点で半分くらい定員が下がっていて、ここから先は新しい事業をやっていくというのが本来の姿な訳でですね、新しく強度行動障害になっちゃった人をショートステイもしくは何らかで何とかしていただいて、これはある意味では短期入所専用棟ということなのでしょうが、それを地域支援センターというところから次のグループホームに移動していくと、そういう機能をやっていただけるならばまあ何億円出したって私は十分いけると思うんですが、今いる人をただ何とかするためだけにそれをずっと続けるのはですね、やっぱりこれは税金の無駄遣いですよ？ はっきり言って。さっきちょっと言った終の棲家って、これは半分本気だったんですけれども、どうしても行かない方はもう終の棲家でもいいんじゃないかと。ご高齢にもなられていることですし。そこはそことして職員も大幅に減らしてですね、そこでずっとゆっくり暮らしていただくと。それ以外の新しいですね、地域に実際に行動障害者の人はたくさんいる訳ですから、そういう人を次に回転させていくようなシステムというのを少しは盛り込んでいただきたいと思うし、その方がさきほどの30年プロジェクトの気持ちをですね、大事にすることになるんじゃないかと、私は思うんですよ。さらに言うならば、県の関与というか、これをもうちょっとは書いていただいて、先ほど金子委員も仰ったようにですね、地域の中で何とか行動障害もあるけれども頑張っ生活して、それを支えている NPO 法人や社会福祉法人もたくさんある訳で、そういうところが少しでも働きやすく、支援しやすくなるような、お金がなければ何らかの制度でも、ほめるのでも何でもいいですけど、そのようなシステムを使いつつ地域では何とか行動障害を、先ほどちょっとサビ管の話もしましたがけれど、サビ管すらろくに養成してもらえないようではそんなこともできないですよ。そういう形を県としてはできるだけやりつつ、このセンターにはですね、新たな人たちへのサービスを提供するような部分というのを、極端なことを言ったら更生園と地域生活支援センターと二つ作ったっていいくらいじゃないかと私は思うんですけれども、更生園でどうしてもやりたいとなると、中にそういうような要素を見込んでもらいたいなと思います。

(佐藤座長)

募集要項の中にそういうことを入れるということですか？

(大屋委員)

今言ったことを。今更こんなことを言われても困ると言われてもなんですが、まあ同じようなことは昔からずっと言っていると思うんですけれども、これはもう、袖ヶ浦福祉センターにハートがある方がいらっしゃれば何とかそういう人たちのやる気が現実になるような、そういう仕組みのような募集要項にしないとですね、これはまたさっき三島さんが仰ったように、全く同じ、元通りになっちゃうと思うんですよ、事業団は。きれいごとで終わってしまうので。

(事務局)

ご意見は二つあったかと思います。一つは今のセンターの中で移行をされる方としにくい方がいらっしやって、されにくい方についてどうするのかと。それから新しい、今地域で強度行動障害を持たれて生活されている方が回転されるような仕組みをとということでご指摘あったかと思います。一つは先ほど事業団の方で言及のあった地域移行に向かっの組織ということで、12ページの(3)のところの指定管理者の役割ということで、利用者の方の地域移行を進めるために園内に移行支援をさらに進める組織を作るといったものを盛り込むというのと、指定管理者自らがグループホームを創設するなどしまして、地域移行を進めていくといったことを、これも役割として担ってもらおうと考えているところでございます。二番目が県の関与についてということで、もう少し踏み込めないかということでございます。こちらは、指定管理の方針案には入ってはおりますけれども、どちらかという県内全体での強行への体制作りといったことでございますので、こちらについては、県の強行へのあり方検討会などで支援の方法について今後検討するということとしておりますので、そこでの検討を踏まえて具体的なことを書き込めれば書き込みたいと思っております。ただ、現時点ではなかなか難しい部分もありますが、少しご意見を踏まえて検討させていただければと思います。

(大屋委員)

ありがとうございます。私、言い方が非常にまどろっこしくて、最初の部分については新たな利用者というのを作っていくようなことではやはりまずいんじゃないかということですね、それを定員が減らない間にはどうにもならないというのは、ある意味では管理委員会が決めてしまっている面もあるので、そこは難しいかと思いますが、これは入所するのではなくて短期で利用するみたいな形で、そこを今入所されている方以外が利用しても一向に構わない訳ですよ？ということが一つと、県の関与の方についてはちょっと私が余計な思いがあって余計なことを言ってしまいましたが、県のいろんな福祉事業と事業者とともに強度行動障害等についてしっかりと連携をとっていくことを強く求めるということをつけ加えていただければよろしいかと思います。

(事務局)

かしこまりました、少し検討させていただければと思います。

(佐藤座長)

よろしいでしょうか。他にはいかがですか？

(三島委員)

更生園の移行状況というか見込みですよ、平成30年に向けて今いる人から10人程度減るということは、50人までいくためには10年以上かかりますよね？きっと。その間それで良いのかなというのが一つありますが。それから、そういう状況の中で新規に強度行動障害の方のサポートができるのかと、さっきの大屋さんの話ですが、その辺の余力ってあるんですかね？そこがちょっと、僕は疑問なんです。そうすると今いる人をずっと

抱えていくという話なのかなと、場合によると終身の施設になっちゃう気もするんですが、そういう意味ではこの利用者数の見込みの問題というのは大きいんじゃないかと思います。これが一つ。二番目についてはまた後で言いますが、更生園の中で少人数化というのはどういうふうの実現していくのか、結局今回の虐待の問題というのは一つの寮に10人以上いて、そこに支援員が何人かいてという状況で、一人ひとりのニーズがつかめきれない状態だった訳ですよ？その反省として少人数化ということが、僕は非常に大きく出てくると思うのですが、その問題はあまり表現されていないというか、ちょっと問題としてあるのかなと。あと三番目が、指定管理者がグループホームを創設するとありますが、これをどのくらいの規模でですね、作っていくのかなと、その3点をお伺いしたいと思います・

(事務局)

ありがとうございます。まず50人という定員の目標なんですけれども、一応最初に第三者検証委員会の報告書で、最終答申で言われているような定数を、定員規模を現行の半分程度にということで、これを引き続き目標として掲げさせていただいているところであります。見込みについては、今後指定管理者選定の段階で提案をいただく形でと考えております。少人数化の実現の方法ですけれども、これもやはり同じような形で、グループホームをどう創設していくかという中身ということになってまいります。これまで他の法人で引き受けていただいていたという形でございますので、人数としては10名程度の減少の見込みということになっておりますけれども、今後自らグループホームを創設するといった方法なども通じて、さらなる定員規模の縮小を図っていければというように考えております。もう一つ、グループホームの少人数化については、これはこの中では盛り込めていないのですが、今後応募の際に条件として加わってくると思われまますので、この中に少し加えられればと思います。

(三島委員)

そこにリンクした質問ですが、少人数化というのは結局更生園のハードウェアにリンクしていますよね？ですから少人数化を実現するためには、今のハードウェアでは無理だと思うんですけれども、その解決はどのように考えられているのかなと、お聞きしたいと思います。

(事務局)

建て替えとか、そういったところにも関わってくるのかと思います。ただ定員の数が定まらないと、どういった規模の施設というのなかなか見えてこないところがございますので、現在の方向性の中では特に盛り込んではおりませんが、今後三島委員から先ほど提案をいただいたような議論の中で、少し検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

(三島委員)

そうしますと、結局やはり新規の施設、強度行動障害の方を終生利用していただく施設を新設するという話になるんですよね？それはもう論理的な帰結だと思うんですよ。そう

いう方法をとるか、あるいは今ここにおられる80人、90の方が、ちゃんと地域で生活できるように精一杯努力していくと、そういう方向をとるかの分岐点がやはりあると思います。その辺が一つ、大きな問題ではないかなと。このモデルはやはり最終的に、強度行動障害の方は地域では無理なので、入所施設の中で一生を送ってもらいたい、そのためにはお金をつぎ込みますよという、そういうモデルだと思うんですよね。ただそういう中では、働く支援員の人も目標が持てない、希望が持てないので、必ずまた虐待が起きると思うんですよね。この話はちょっと余計になりますが、横浜の方の病院でしたっけ、ターミナルケアの方たちがやたら殺されてしまったですね、あれの問題と非常に近いと僕は思ったんですけれども、要はもう、どうせ死んでしまう人たちだから、価値のない人たちがいっぱい集まっている、それだったら早く死んでもらった方が良いのではないかと、そういう価値観がどうしてもああいうところに出てくると思うんですよね。ターミナルケアの人たちばかり10人、20人と集まって、そのままサポートばかりしている、それと同じような状況というのが強度行動障害の中で、こういう人たちはどうせ一般社会の中では生きられない、この中でしか生きられない、死ぬまでそうなんだという形の性格がどうしても抜けきらないので、結局虐待というのはまた起きると思うんですよ。ですからそういう意味では、ここのモデルとなっている、結局最終的には新規に今の更生園の小型版をあの地に作っていくというモデルは、何の解決にも、虐待防止にもなっていない、むしろ虐待をまた再生させていくことになるんじゃないかなと言う気はします。そういう意味では二つに道は分かれていくと思うんですよね。そんなことを思っています。

(佐藤座長)

他によろしいですか。どうぞ。

(村山委員)

大屋委員も三島委員も、非常に的確な、鋭いというか厳しいご意見で、本当になるほどと思いながら聞いておりました。一つ確認というか、今いる八十数名、今後定員を減らしていきますけれども、その方々は全員が強度行動障害という訳ではないんですよね？最初に第三者検証委員会の中で定員を減らしていく、地域移行をしていくというお話があったときに、田中委員がきちんと数字を出して示されたものがあったと思うんです。全体の数字の記憶はないのですが、それから割り出した定員削減の50名だったかと思います。その中で強度行動障害の方は県内から皆さんいらして、そのままなかなか出られずという方は20人もいらっしゃるなかったんですしたっけ？たぶんそんな数ですし、強度がつかない行動障害の方々はたくさんいらっしゃるかと思うんですけれども、地域移行できていないのは、強度がつくからだけではなくて、経緯としてどこも引き受け手がない、いろんな家庭の事情やら諸々で最終的にここにいらした方々が、まあ親御さんが特に、地域移行への拒否反応をずっと拭えないという事情があってここまで来てしまっているということと、県立施設と地域との連携がずっとできていなくて、それをこの2、3年の短期間ではまだできていないというところがあって、ここで一番大きな責任を負うのは県ですね、県が千葉県内のそういう方々の住まいの場を地域にどう作っていくかというのが、なかなか本気になって、県と各地域の法人との関係の中でうまくいっていない、あとは更生園の

方々の地域移行のときに、その方を地域で受けたいという気持ちがあっても地域は地域で現実に地域にいらっしゃる方の受け皿を作り続けることで結構目いっぱい、現状で暮らしている場所があるのであればそういう方々を率先して地域に受けてという、なかなかそういう余力のある法人が地域にないという地域の脆弱性もあるんですけども、なのでさつき三島委員が提示された、委員会としてどう委員会の意見をまとめていくかということの中に、県としてどう千葉県内の障害者福祉を引っ張っていくかということをしきりと意見を反映させて、県もやっていかないと、これは事業団の指定管理だけで全部が担えるものではないなというように思っています。ですが、それにしても、ここに何を書くかが県がどう思っているかということを中心に知らしめる内容となるので、とても大事だと思うので、私も次回までにもうちょっと具体的なことを考えてきたいと思いました。県立なので、強度行動障害だけに絞ったものではなく、現状そうではない方々もたくさんいらっしゃってその方々の地域移行もできていないので、そこもちゃんと考えていかないといけないと思うところです。

(事務局)

ありがとうございます。移行の進まない状況等の分析かと思えます。ご案内のように、移行に向けての支援制度とかを設けて努めてきてはいるのですが、なかなかグループホーム等を建てるにあたって、今いらっしゃる方を受け入れるためのグループホームを建てたいという法人さんも結構いるというところでございまして、なかなかバランスが難しいところではございます。もう一つ、強度行動障害の方があまり多くないという部分はあるんですけども、一方で高齢の方や重度の方でセンターに入られている方がいらっしゃったりとか、あるいはご指摘のとおりご家庭の関係でご家族の同意をもらえなかったりして進まない部分もあったので、このあたりは引き続きの取り組みということで、多くのところで利用者や保護者が不安を抱くことのないような情報提供ということと、移行に向けた取り組みを指定管理者とともに進めるということを進めていければというふうに思っております。具体的な内容は今後検討していく必要があるというように思っております。

(佐藤座長)

よろしいでしょうか。理屈の問題というか、実質的な話とは限っていないんですけども、形式面でですね、検証委員会が立てた最終報告の定員削減の目標が、養育園については達成できそうだけでも更生園については達成できないという見通しだ、ということですよ。しかし指定管理の今日の案では、養育園も更生園もともに、合同で、民間の力を活用する必要があるというように同じ文章が両方並んでいてですね、ここがなかなか理解しにくいんですよ。検証委員会の最終報告書の関連でいうと、要するに養育園については移行を達成できたということでモラトリアム期間から外れますということでもいいんですけども、更生園についてはなお達成できていないので、達成できなかったから、極端なことを言うと廃止みたいな話なのか、それともモラトリアム期間をさらに再延長するのかというようなことになるのが論理的にはわかりやすいんですけども、そうならない訳ですよ？なので更生園と養育園、違うような扱いをするということができないのか、この点をちょっとご説明いただけないでしょうか？

(事務局)

このあたりも良く検討させていただいたところです。養育園の方はご案内のように定員の半減については達成する見込みというところと、それから更生園と養育園、両方そうだと思うんですけれども、ガバナンスの部分に関してはいずれもですね、しっかり働いているような形になっているということと、支援の内容についても一層の向上が望まれる部分がありますけれども、概ね課題は見受けられないというような状況でございますので、更生園についての課題というのはやはり建物の問題はあるにしましても、定員のところが課題となっているというところでございますので、定員の削減・縮小については引き続きの目標とさせていただくことで提案を求めて、もう少し定員削減に向けたご意見を広く求めたいというふうに考えまして、公募というような形にさせていただいた次第であります。

(佐藤座長)

養育園については公募で良いんですけれども、更生園については引き続き非公募の指定管理というような方法もあるのかなと思うんですが、それはとらない訳ですよ？それをとらない理由は何だろうかということなのですが。

(事務局)

非公募に関しては今回虐待の防止ということで、見直しの集中期間を設けまして、その期間にということで進めてきた次第なんですけれども、見直し期間で達成できそうにない部分というのは定員の部分でございますので、定員に関しましては広い提案を求めた方が良いのではないかと考えまして、公募というようにさせていただきました。逆に非公募の場合ですと、引き続き同じように事業団が受けるというような形になりますので、新たな提案を望むことが難しいというところがございますので、民間法人を含めた形で提案を求めたいと考え、公募とさせていただいた次第であります。

(佐藤座長)

いわゆる議会答弁みたいな形で申し訳ないのですけれども、養育園と更生園を二つに分けて公募しようという検証委員会の最終報告になっていた訳で、そのために定員を削減しようとして、定員の削減というのはもちろん少人数化の問題もあるし支援の質の問題もありますけれども、これを全体として公募したところでなかなか他の法人が手をあげるの難しいという、こういう判断があった訳ですね。ところが現状更生園については定員削減が十分にできるという見通しが立たない中で、これを両方とも公募だというふうに言ってみたら他の法人が手をあげてくるという可能性が率直に言ってほとんどないという、特に更生園についてはですね、こんなややこしいことをいろいろ条件を付けてこれをやってください、定員削減をあと5年で何人まで落としてくださいというような条件を付けてですね、それで他の法人が手をあげるというのはちょっと実質的には考えにくいというところがありますね。するとまた同じことをやるの？みたいな話になる訳で、だったら検証委員会の報告書が達成できなかったということを率直に正面から認めて、非公募の指定管理ということもあり得るかなと。あるいは、極端な話ではありますけれども、養育

園は最終的には廃園に向けて粛々と計画を立てていくと、そういうこともあり得るのかなと、こういうふうに考えるんですけれども、そのあたりはどう判断すればよろしいでしょうか？

(事務局)

指定管理の期間は一定の期間を設ける形となっておりますので、5カ年の中で廃止というのはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。非公募については、達成できなかったのが非公募のままでという考え方もあると思うんですけれども、この部分が定員の削減というところがネックになっているところがございますので、ここについてはグループホームの設置等のノウハウがある法人さんもいらっしゃいますので、そもそも手をあげるかどうかという部分も含めて公募にしてご意見を伺いたいというように考えています。

(佐藤座長)

これ以上お聞きしても変わらない、意味がないようですね。どうぞ。

(早坂委員)

今の課長のお話を聞いていて思ったんですけれども、そうだとすると、民間が手をあげるのに県が関与とか、診療室が残っているとかというのはすごくあげにくい要素ではないかなと。だからあげられないでしょと、そもそも出してしまっているような感じもしてしまって、この診療室の存続とかなども、もし養育園が民間ベースになって40人でいいとなったときに診療室が必ずしも存在していなくてもというか、逆に街中のお医者さんのところに頑張って連れて行くことをやらなければいけない子供たちだと思うので、とかいろいろ考えてしまったので、ちょっとこの指定管理の要素として、民間にと本当に思っているとするならば、民間の一事業所としてはとても手をあげられないなという感じが率直にしてみました。特にご返事がある訳ではありません、課長がお話した中でもやややしたところがあって発言したくなりました。

(佐藤座長)

ご返事は要望されていませんがご返事したければ。

(事務局)

診療室のところは実は保護者の方のご意見等もあるので引き続きという部分はありますが、仰るとおり地域でしっかりと診療の体制が整っていれば別に必要はないと考えることはできますので、当初はそういった形で入れさせていただいてはおりますけれども、徐々に受診の体制を整えて順次地域の医療機関に引き継いでいくという役割で、診療室を入れさせていただいている次第でありまして、ではずっと必要かというのは、報告書にいただいているように、定員を下げていく中で検討する必要があると考えています。

(佐藤座長)

ありがとうございました。はいどうぞ。

(三島委員)

重箱の隅みたいな話ですが、先ほど指定管理者の役割でグループホームの話がありましたよね？グループホームの話ですが、ここの文言ってすごく曖昧なんですよね。グループホームを創設するなどしてと、片方でも定員を減らしていかなければいけないという話がある、その具体的な解決策はグループホームを創設するということに結局なる訳ですよね？民間の方がなかなか難しいということであれば、自らがグループホームを作っていくという話になると思うんですけども、創設するなどしてと割と軽い言い方で、例えば具体的にグループホームを何軒くらい作るとか、何年までにどのくらい的人数が地域にグループホームに移行できるようにするとか、具体的な目標がなければ、例えば1軒作ってもグループホームを創設して利用者を地域に移行したということになりますので、何の歯止めにもなってないと。これが本当に飾りの文章になっちゃうと思うんですよね。利用者を地域に移行すると、これはそのまま読ませていただくと、利用者全員なのか、一人二人なのかというようなことも分かりません。そういう意味でもやはり、どの程度地域に移行すると、もう少し責任のある中身にしなければならぬと思うんですけども、課長のご意見を聞きたいと思っています。

(事務局)

こちら2つに関しては、定員を50名程度に規模縮小をするというので、その手段としてグループホームを創設するといった形をあげさせていただきました。また、これは今後見直しの期間が終わってからも続けるかどうかという部分もありますけれども、今他の法人に移ったときのグループホームの支援とかやっていますので、こういったものでも県の部分がございますので、指定管理者自らがという文言が入っておりますもので、こういった形で創設するなどということで、他法人への移行といったものも含めて考えさせていただいているところであります。

(三島委員)

他法人への移行というのは、現実にはどのくらい可能性があると考えて良いのですか？今までの経験からして。

(事務局)

一応現状の移行人数ということで、13ページに移行者数を書かせていただいております。グループホームへの、27年度の入居で1名移られているのと、28年度の対象見込みということでグループホームへ2名と、民間施設への移行ですけれども2名程度ということと、29年度整備予定のもので2、3名程度移行する見込みということで、大体10名程度が3年間で、ということがございますので、5年の中でどの程度ということだと12、13名か、それくらいだろうかというように思っております。

(三島委員)

そうしますと、当初予定していた目標には達せないですよ？この指定管理の終了時に

なっても。

(事務局)

ですので自らグループホームを作るというのも手段として加えさせていただきました。

(三島委員)

そうしますとやはり、達成するためになどの具体的な文言を入れておかないと、指定管理者がグループホームを創設するなどでは曖昧だと思います。もう少し何というか、この文章を読めば、こういう形でこの目標を達成できるような文章にしなければならないと僕は思います。

(事務局)

その役割のところは少し分かりづらいということですので、検討させていただきます。

(三島委員)

それから、余計なことですけども、利用者の数を減らしていくためにというお言葉がありました。これは本当は利用者一人一人が地域で生活できるようにということ、実現するためにグループホームを作っていく訳ですよ？そこで削減目標という行政的な目標が優先しちゃって、利用者のニーズというのが次に飛ばされている感じがするんですね。ですからもっと、地域で暮らしたい人に関してはちゃんとグループホームを作っていくとか、そういう文言にした方が良く思うんですね。これは意見です。

(佐藤座長)

よろしいですか。

もう一回ありますから引き続き検討していただきたいと思いますが、なかなか、特に更生園についてあと5年で何をやるのかということをはっきりさせてほしいという趣旨があったように思います。今日はなかなか議論が煮詰まりませんが、もう一回この指定管理の方針案について議論するチャンスがあるように思いますので、それまでもう少しご検討をいただいて、再度次回の委員会で、今日三島委員のご提言もありましたので、それも踏まえて改めて議論をしていきたいと考えております。

(2) その他

(村山委員)

パーソナルサポーターのところは発言し損ねたというか、養育園の方は無事に地域に戻られたり、住まいの場を見つけたりと、定数削減までに目標を達成しますけれども、更生園ができていないところの一つとして、移行ワーキンググループができて職員さんが取り組まれているのですが、私の住む地域ですと計画相談の相談支援員さんという方の存在をすごく大事に感じておまして、その話題が最初の方で出たと思うんですけども、更生園の方に相談支援員さんはついていらっしゃるんですね？そのときに相談支援員さんが、どのような関わり方をされているのかとか、そういう一覧表がほしいなと思うんですね。

例えば A さんにはどこの相談支援員さんがついていて、どの程度関わってモニタリング等をしているのかとか、その中でその人の動きもあって地域移行に結びついたとか、その方がついていても難しいとか、あとはその相談支援員さんがどう思われているか、地域移行に関してできない原因についてどういうふうに思われているのかという意見も聞きたいなと思うんですけども、そのあたりは可能でしょうか？

(佐藤座長)

それは事業団へのご要望？それとも県の方へのご要望ですか？

(村山委員)

どちらでも、可能な限り。事業団さんが把握されている訳ですよ、利用者さんの相談支援員がどういう方がついていて、例えばその方の地元の相談支援員さんがついていいのか、そうではなくて暮らしの場の近く、袖ヶ浦付近の方がついていいのか、どのような相談支援の入り方をされているのかというところを知りたいのですが。

(事業団)

それはいつ頃までに？

(佐藤座長)

次回もしできれば、資料を持ってきていただければありがたいと思いますが。今日はとても無理だと思いますけれども。

(村山委員)

本来はモニタリングのときになったりすると、そういうことも職員さんとの話でできますし、そういう方にもお会いできたら本当はいいなと思ったりもします。

(佐藤座長)

外部の方がいらっしゃるの、そのときに会えるがどうかわかりませんが、資料はモニタリングのときに間に合います？こんな感じで相談支援をやっていますという。

(事業団)

間に合わせます。

(佐藤座長)

そうですか、すみません。急な話で恐縮ですけども、モニタリングがそれでよりやりやすくなると思いますので、よろしく願いをいたします。

第10回見直し進捗管理委員会（平成28年10月24日）
その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
パーソナルサポーターの役割について	<p>○パーソナルサポーターに入ってもらうことで、事業団の職員が利用者の良い面や個性に気付き、支援技術が向上することを期待している。</p> <p>○サポーターの役割は本来は第三者として特定利用者の支援が適切かを確認することだったが、地域移行の支援が加わったことで趣旨が不鮮明になっている部分がある。活動内容について、もう一度確認してほしい。</p>
自主事業移譲に係る保護者アンケート結果の活かし方について	<p>○大事なものはアンケート結果を個々人の個別支援計画に反映させ、利用者の暮らしや支援の質を向上させることなので、しっかり運営法人に伝えてほしい。また本人ではなく、保護者が対象であることに留意が必要。</p> <p>○移譲に関しては、利用者が必ずしも希望していた訳ではなく、選択の余地がなかった利用者もいた可能性がある。要望等の中には丁寧に対応すべき項目があると考えられる。</p> <p>○アンケートに未回答の方々の意見を拾い上げる工夫を検討してほしい。</p>
30年プロジェクトの推進について	<p>○30年プロジェクトは事業団単体ですべて実行するのではなく、様々な関係機関の協力を得ながら実現していくという考え方もある。</p> <p>○プロジェクトで示されている事業団の役割は事業団だけでは達成が困難なものも含まれているので、千葉県全体で対応しなければならない。</p>